

指定管理者公募に関する質問回答

(対象施設：播磨町学童保育所)

質疑番号	資料名	ページ	質問内容	回答
1	募集要項	12	近隣他市町の給与相場調査について、対象とすべき市町の範囲（想定される近隣市町）があればお示しください。	近隣他市町の給与相場調査については、応募いただく事業者様が本町学童保育事業を運営するに当たって必要な職員数を確実に確保できる見込みを立てるために実施いただくものですので、町が個別具体的に例示する意向はございませんが、最低でも2自治体の給与相場は調査いただく必要があると考えております。 なお、調査結果については様式4に任意様式で添付いただく必要があるため「何故その市町の調査結果で十分と判断したか」等を面接審査にて質問する可能性がありますので、ご注意ください。
2	仕様書	3	お盆期間（8月13～15日）の開所の要否をご教示ください。利用実態に応じ、町と協議のうえ数か所へ集約して開所することは可能でしょうか	一般に言うお盆期間は、播磨町学童保育所の設置及び管理に関する条例第5条に定める休所日ではありませんが、同条ただし書きの規定により「指定管理者が必要と認める場合は、あらかじめ町長の承認を受けてこれ（休所日）を変更する」ことが可能です。 また、お盆期間のニーズは年度や学区によっても変動し、集約開所を検討することもあり得ると考えられますので、集約開所の協議の必要が見込まれ、現時点で何らかの案が存在する場合は、応募時点でご提案いただくようお願いします。
3	その他		（説明会／法令） 児童対象性暴力等の防止等に関する法律（令和6年法律第69号）に関し、内閣総理大臣の認定に相当する水準の体制整備が期待されるとのことですが、将来的な義務化の見込みや、現時点で具体的に整備しておくべき事項があればご教示ください。	本町が指定管理者制度により実施している放課後児童健全育成事業（学童保育事業）は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第21条に規定する「共同認定」の対象事業ですが、今般の公募開始時点では「共同認定」を応募の義務的條件に設定できる判断材料が少なかったことから、「内閣総理大臣の認定に相当する水準の体制整備」を求めたものです。 今後、国等関係機関から提供される情報が充実し、他市町等での「共同認定」の事例が情報共有されていく中で、令和9～13年度の期間内に「共同認定」を受ける方向で調整を進める可能性があるため、同法第19条に規定する「事業運営者」に当たる指定管理者には、「共同認定」を申請できる準備を整えていただきたいと考えております（実際に「共同認定」の申請を行う際は、指定管理者と事前協議を行います。）。 したがって、将来的な義務化の見込みは未定ですが、整備すべき事項は「共同認定」を受けた際に講じなければならない各種措置を想定しております。
4	その他		（子ども・子育て交付金55ページ） 児童の入退室を記録するICTツールの導入を計画していますが、その初期費用等に本交付金は適用されますか。	本町においては、現時点で子ども・子育て支援交付金の「地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業」を活用したICTツールは導入していません。 ただし、指定管理を受け、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）を運営するに当たって必要な備品等ということであれば、当該経費は委託料の対象に含めていただいて差支えございません。 なお、この場合、当該ICTツール導入のための備品購入費については、あくまでもICT化推進を目的としたものではなく、通常の学童保育事業を運営するために必要なものとして整理し、放課後児童健全育成事業の補助対象経費に計上することになるものと見込まれます（町が費用を委託料としてお支払いし、町が補助金を受領する形を想定。）。
5	その他		（現行従事者への雇用説明及び採用面談の機会について） 新たな指定管理者が現行従事者の継続雇用を希望する場合、指定候補者決定後、現行従事者に対して雇用条件を説明し、就労継続意向の確認及び採用面談等を行う機会は設けられる予定でしょうか。 また、そのような機会が予定されていない場合、円滑な業務引継ぎ及び児童への影響を最小限にする観点から、町において現指定管理者との調整を行い、現行従事者に対する雇用条件説明及び採用面談等の機会を設けるよう、協力を求めているいただくことは可能でしょうか。 また、現行従事者に対する雇用条件の説明及び採用面談等は、指定候補者決定後のどの時点から実施可能となるか、ご教示ください。	「現行従事者に対して雇用条件を説明し、就労継続意向の確認及び採用面談等を行う機会」を町が主体となって設ける予定はございません。 新たな指定管理者が「現行従事者に対する雇用条件説明及び採用面談等の機会を設ける」場合、町からも現行指定管理者に対し協力を依頼することを想定していますが、現行従事者の出席・参加を強制することはできないため、ご注意ください。 「次期指定管理者が確定していないこと」のリスクを許容した上であれば、選考結果の通知受理後から「選考結果1位（次期指定管理者候補）」の立場で説明会等を開催可能と考えますが、議会での次期指定管理者の指定に係る議決を得るまでは、次期指定管理者の立場が確定していませんので、ご注意ください。
6	その他		（現行従事者に関する情報提供について） 現実的な職員配置及び収支計画を作成するため、現行従事者について、個人が特定されない範囲で、次の情報をご提供いただくことは可能でしょうか。 ・施設別及び職種別の従事者数 ・放課後児童支援員資格の保有状況 ・雇用形態及び勤務日数・勤務時間 ・障害児受入推進事業に係る加配従事者数及び勤務状況 ・職種別及び雇用形態別のおおよその賃金水準 ・賞与、各種手当の金額及び社会保険加入の状況 ・次期指定期間においても就労継続を希望する従事者について、現時点で町又は現指定管理者が把握している概数 上記のうち、提供可能な情報の範囲及び提供時期についてご教示ください。	現行事業者の業務上の知見に該当する情報のため、詳細情報は提供いたしかねますが、共有可能な情報を次にお示しします。 配置する従業者数は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第2項のとおり配置してください（同項ただし書きの規定により支援員1人を除き、補助員に代えることも差支えございません。）。 放課後児童支援員資格の保有状況は、資格保有者は20名以上で、その内訳（おおよその割合）は「保育士20%」、「教職員40%」、「高等学校卒業者等かつ実務経験2年以上で町長が適当と認めたもの40%」です。 障害児受入推進事業は、令和7年度実績値として、7支援単位で国庫・県費補助金の適用を受けています。 現行指定管理者は、就労継続を希望する従業者の数を把握していない（選考結果の通知受理後に確認する予定である）ため、次期指定管理者が意向調査等を実施可能となる時期も同時期となると認識しています。